

議長 局長 補佐 傑



平成 28 年 10 月 6 日

鹿追町議会議長 塙 渕 賢治 様

鹿追町議会（会派名）議会の改革を考える会

代表 上嶋 和志



### 平成 28 年度政務活動費に係る調査及び収支報告について

鹿追町議会政務活動費の交付に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり平成 28 年度政務活動費調査及び収支報告を提出します。

記

1 政務活動費調査報告書 別紙 1

2 政務活動費収支報告書 別紙 2

3 会派出席者名

上嶋 和志、塙 渕 賢治、安藤 幹夫、吉田 稔

加納 茂、台藏 征一、武藤 敦則

## 別紙1

### 平成28年度政務活動費調査報告書

1 調査期日 平成28年7月26日

2 調査目的

議員報酬について議会活性化調査会、全員協議会での議論を現在行なっており今回、有識者の意見を参考にしながら議会としての方向性を探る。

「議員・職員のための議員報酬集中講座 in 札幌」を受講  
(講師 廣瀬 和彦氏)

3 調査項目

- 1) 議員報酬の意義と法律の改正経緯
- 2) 議員報酬の現状と住民の捉え方
- 3) 議員報酬に対する取り組み事例
- 4) 議員報酬算定の基準

4 調査場所

北濃健保会館 「大会議室」  
札幌市中央区北4条西7丁目1番4

5 調査結果

6の所感及び提言に含む

6 所感及び提言（活用策・活性策）

① 議員報酬の講話から 増渕 賢治

現在、全国的に呼ばれている議会議員の「なり手不足」。その大きな要因には身分をどう保障されているのか。「職場・家庭」環境が少しでも緩和の方策を講じなければ、集大成と言われる地方選挙において、挑戦する現役の若者が、増え停滞してしまう。

その証しには、現職議員の構成において、4分の3が60代以上の経験者・職場OBで占められている。

ここで議会議員の「報酬」が適正なのかに触れてみたいと思う。従前は人口規

模、財政力、類似団体、又、町長との比較検討も視野に入れ、特別職報酬等審議会におき諮詢し、答申を参考に判断されていた。

今後の算定基準は、人口規模、又、類似団体との比較ではなく、いかに「住民福祉の向上」を目指し日常的に公人としての職務遂行と議会議員の「活動量」に他ならない。

鹿追町議会も国の行財政改革に伴い「定数の削減・報酬の減額」等、少数精銳の意思から専門職化に向け、議会活動に取り組んでいるが、結果として自らハードルを高め、挑戦すべき立場を軽視した事へ繋がったと解される。

議会議員は選挙で選ばれた「公選職」の立場からその身分を明確化し、根拠をもって保障する事が、検討すべき課題で「抜本的な意思改革」が求められる。

職場環境、家庭環境の経済的負担をどこまで認められる「報酬」に補うことができるのか議員間で論議を尽くし意思の統一を図った上で次の段階へ繋げる事が道筋と考える。

## ② 議員報酬の講話から 安藤 幹夫

町村議員数の減で全国の全体の議員数が減っている。平均年齢もどんどん進んで高齢化になっている。70歳代の新人も出て来ている。

議員報酬の全国標準は昭和53年7月の調査資料、平成25年に調査されたが、ほぼ大きな変化はない。報酬を上げる時は、特別職報酬等審議会にかけ、それを行うが、なかなか難しい。下げる時は審議会にかけずに下げて来ている。

北海道の市・町の長の給料は全国レベルより高いが、議員の報酬は低い。大きな都市部は高く、開きが大きい。

議員の定数割れの町村も出て来ており、低い報酬だ。次の人気が出てこられる議員報酬を考える必要がある。

議会報告会はどこも人数が減っている。参加者が少ない。同じ人、同じ話になる。一つ考えられるのは中心部が減って周りの地区はその割でもない。出て行って問題を聞くのが良い。小さな会場は意見がある。出向いて住民の声を聞いて活動することが重要。広報・広聴の常任委員会制にしている鹿追町の方向は正しい。

議員報酬を月額251,000円に目標としている町民感情への対応策は。

報酬の増額の話は全国の町村役員会でも出ているが、何も示されていない。活性化方策でも何も出てこない。見直すことは重要と感じている。

新聞記者に悪い様に書かれた町もあり非難されない様なマスコミ対応が必要。

近隣町村と連携をとり話し合えれば良いが足並みを揃えるのは難しい。どの町も考えるが進まない。

議員は退職金も議員年金も無いのが現実である。

### ③ 政務活動報告　吉田　稔

地方議会議員の年金は平成23年をもって廃止され、また退職金制度についても無いのが我々地方議会議員の現状である。

そんななか地方議会議員の待遇の改善と地位の確立が、重要であると考える。

現在の議員報酬は、議員の職務と責任に見合うだけのものであるかは、甚だ疑問であり現職である議員の為ばかりでなく、次世代の地方議会を担うと志す人たちの為にも報酬アップが必要である。

これを実現するためには、世論に我々の現状を訴え、なぜ報酬のアップが必要か理解を求めていかなければならない。

#### ◎議員報酬の算定の基準を示す。

- ・首長の給与額を基準とする。(首長の49.1%)

- ・議員活動の日数を数値化する。

- ・議会費固定化方式(議会費を予算総額の1%とする)

地方政治の二元代表制の一翼を担う地方議員は、地方分権が進む中にあってその職務と責任が増えており議員が専門職化している。報酬アップのためには議員全員が心を一つにしてその実現に向かっていく事が大事である。

### ④ 議員報酬について　武藤　敦則

報酬とは、一定の役務の対価としてとして与えられる反対給付のことで、議員報酬は、一般の報酬の概念のほかに、その地位に対し、職務と責任に応じて与えられる給付的性格を有するいわゆる給与的な性格をも併せ有する広い概念で用いられる面もある。

議員報酬の決定要件としては特に考慮すべきなのは各団体の議会活動状況である。

地方公共団体の組織全体との均衡を見ると議員報酬の削減のスピードが速く、全体的なコストダウンが先んじて行われている。

H20に法改正が行われ議員の報酬の名称を「歳費」としなかったのは「歳費」には年俸という性格、色彩を強く持ち、地方議会の小規模団体には必ずしも実態にそぐわないと考えられた。生活給とは考えられない。市議会議員の平均報酬はH25で41.7万円。町村議会議員は平均21万円である。鹿追町は18.3万円である。

議員は幅広い世代がいるほうが望ましい。専門性も求められている。議員のモチベーションを上げるためにも、報酬額を上げることが望ましい。報酬に見合う議員の活動が必要である。また住民の理解を得るためにデータや、広報活動による説明が求められる。

## ⑤ セミナー参加報告 加納 茂

広瀬和彦氏のタイトル“議員報酬について”のセミナーへの参加である。

報酬は議員の活動における対価として支払われるものであるが、同じ活動状況にあっても市部と町村部において大きな開きがある。町村部においては過去の名誉職的発想と兼業が前提との認識であるが、市部においても40%の兼業率であり、町村の定年以降参入の議員数を加味すると大きな開きは無いのが現状である。

講師の指摘では現状の報酬は低すぎであり、年齢を加味した住民の所得水準とあまりかけ離れては問題であり、若い人の参入を拒む要因となることがある。

議員報酬、定数については、住民にとって非常にシビアに映る部分であるが、あるアンケートの結果では議員報酬の認知度について、90.4%の人が知らないと答えるも、60.2%の住民が報酬は高すぎるとの調査結果である。矛盾するが住民の感覚である。

本町の例も紹介されたが、この報酬は低すぎて、「私ならやらない」とのことである。講師は市部を中心に研究をされていると感じるが、一つの指標として首長の48~49%適当とのことであるが、この指標は町村部にしてはかなり厳しいと感ずる。

報酬の算定には多くの基準とする事項があるが、町村部でよく言われる類似団体との比較はあまり意味がないことである。

わが議会も報酬を考えるうえで財政状況、議員の活動頻度、住民世論の動向などを考慮し子育て中の若い人が参入できる環境を整備しなければならないと思うのである。

## ⑥ 議員報酬について 台藏 征一

議員報酬を人口・財政規模で決める方式は改めていかなければならない。まず、特に町村議会議員の報酬は低い。とりわけ鹿追町は議員報酬があまりにひどい。現実にかけ離れている。

市議会議員の報酬は平均41.8万円、町村議会議員は平均21.0万円で半分である。実際に現場で働いている人の声は深味がある。町村議員は若い人ほど出にくい。本業をやっているからである。

年齢構成は、市議会議員で58.2歳、町村議会議員は62.9歳となっており、70歳を超えてからの新人もいる位高齢化している。

議員報酬算定の基準方式は7項目考えられる。まず、一つとして議会費の総額の割合を一定にして算出する方法、予算総額に占める適当な割り合いから議員定数に報酬とそれ以外の経費を議会費の範囲内に収まるように考える。

次に首長の給与額を基準とする考え方がある。この方式は議員、長の活動日数（議員報酬として算定できる日数）を出す。ここでは、議会における議員個々の「日常議員活動」に係る日数を考慮する必要がある。長の給料平均49.1%という考え方。

いずれも年間の議員活動日数の積み上げが重要となる。住民の理解をどう得られるか努力が必要。

#### ⑦ 議員報酬について 上嶋 和志

現在、鹿追町議会では全員協議会の中に活性化調査会を設置し更なる議会の活性化を図るために皆で学習会を開き議論をしている。

そのなかで我々に支給されている議員報酬についてもう一度考える必要があるとのことで今回のセミナーの受講に至った。

議員報酬の額の決定要因には、①自治体の財政事情、②住民の所得水準、③財政規模、人口規模などの類似した他の自治体との比較、④世論の動向がある。講習の中である自治体住民へのアンケートの結果が示されたが、それによるとほとんどの住民は、議員報酬の額について知らなく、漠然と報酬は多いという認識であるとの結果であった。

住民サービスの公平度をどう図るかが議員の役割であるが、自治体の政治への貢献度を指数化できれば議員報酬の額の決定は容易であるがそれは、実際には困難な作業である。

色々な方式による議員報酬の算定基準が示されたが、当該団体の長の給与額を基準とし議員の職務遂行日数と比較する考え方が一番合理的であると思えた。

議員職務（活動）日数の算定基準には難しいところがあるが皆が納得できる数字を示す必要がある。

近年、地方議員の選挙では無投票や少数での選挙が多くなってきており、地方自治の一翼を担う議員を目指すという人が少ないのが現状である。議員報酬の多寡だけがその要素ではないが、大きな原因であると思う。

地方分権が進み議員の職務が増えていく中、新陳代謝を図りながら次世代に繋ぐためにも議員報酬をその職責に見合うものにする必要があると感じた。

別紙2

平成28年度政務活動費收支報告書

1 収 入

(単位：円)

科 目	収 入 額	備 考
政務活動費	105,756	町より助成
合 計	105,756	

2 支 出

(単位：円)

科 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研修費	105,756	研修参加料《明細別紙》 105,000円 受講料振込手数料《〃》 756円
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
事務費		
合 計	105,756	

3 残額

0

【別紙】

■ 研修参加料等

日付	項 目	明 細	備 考
7/26	研修参加料	15,000円× 7人 =105,000円	(株)地方議会総合研究所
	振込み手数料		756円 帯広信金鹿追支店
	計		105,756円 15,108円／人

振込金受取書(兼手数料受取書)  
振込受付書

ご依頼日 (和暦)	年	月	日	お振込指定日 (和暦)	年	月	日	振込先振 支店名	振込先振 支店名									
				28	6	24												
お振込先金融機関名を左からご記入ください				お振込日				振込先振支店名										
みすほ								支店名を左からご記入ください(本店、本所はそのままご記入ください)										
信金 銀行 信組 労金 農協 他																		
支店																		
お振込先預金種目	○	□	□	□	□	□	□	金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	普通	当座	貯蓄	他	(左上)左上 座番号	1314699												
お受取人	(カ)キホウキ "カイソウコ"								振込手数料 (消費税含む)									
	ウケンキュウシヨ								756									
おなまえ	株式会社 地方議会総合研究所 様へ								ご注意									
	東京都墨田区平野1-9-15								<ul style="list-style-type: none"> <li>○お振込先には、受取人名等をカナ文字で送信いたします。</li> <li>○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延または入金できないことがあります。</li> <li>○お振込内容に訂正または組戻し依頼が生じた場合には手数料がかかりますのでご了承願います。</li> <li>○通信機器・回線の障害など、やむを得ない事由によって振込が遅延することもありますのでご了承ください。</li> </ul>									
お電話	0156664039								当金庫をご利用いただきありがとうございました。									
	鹿追町議会 様から								<span style="font-size: small;">(略)</span>									
おなまえ	北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地								<span style="font-size: small;">(略)</span>									
									<span style="float: right; font-size: small;">手数料別 後納</span>									
課税	員外3万以上 現金自店内本人		5万円		非課税	会員	口座振替 (異名義不可)	金額	帯広信用金庫									

(2) HSIS 22.12 (48)103-2<sup>2/2</sup>